

特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第49号

特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例施行規則（平成10年岩手県規則第151号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>（知事の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の準用）</p> <p>第23条 知事の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年岩手県規則第72号）の規定は、条例第14条の規定により読み替えて準用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年岩手県条例第52号）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="145 999 770 1435"><thead><tr><th colspan="3">[略]</th></tr></thead><tbody><tr><td>第6条</td><td>[略]</td><td>法第28条第3項、第45条第1項第5号（法第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。）、第52条第4項（法第62条において準用する場合を含む。）<u>及び</u>第54条第4項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧</td></tr></tbody></table>	[略]			第6条	[略]	法第28条第3項、第45条第1項第5号（法第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。）、第52条第4項（法第62条において準用する場合を含む。） <u>及び</u> 第54条第4項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧	<p>（知事の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の準用）</p> <p>第23条 知事の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年岩手県規則第72号）の規定は、条例第14条の規定により読み替えて準用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年岩手県条例第52号）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="834 999 1460 1435"><thead><tr><th colspan="3">[略]</th></tr></thead><tbody><tr><td>第6条</td><td>[略]</td><td>法第28条第3項、第45条第1項第5号（法第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。）、第52条第4項<u>及び</u>第5項（<u>これらの規定を</u>法第62条において準用する場合を含む。）<u>並びに</u>第54条第4項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧</td></tr></tbody></table>	[略]			第6条	[略]	法第28条第3項、第45条第1項第5号（法第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。）、第52条第4項 <u>及び</u> 第5項（ <u>これらの規定を</u> 法第62条において準用する場合を含む。） <u>並びに</u> 第54条第4項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧
[略]													
第6条	[略]	法第28条第3項、第45条第1項第5号（法第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。）、第52条第4項（法第62条において準用する場合を含む。） <u>及び</u> 第54条第4項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧											
[略]													
第6条	[略]	法第28条第3項、第45条第1項第5号（法第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。）、第52条第4項 <u>及び</u> 第5項（ <u>これらの規定を</u> 法第62条において準用する場合を含む。） <u>並びに</u> 第54条第4項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧											
備考 改正部分は、下線の部分である。													

附 則

この規則は、令和3年6月9日から施行する。